

船橋市患者等搬送事業認定基準

船 橋 市 消 防 局

(趣旨)

第1条 この基準は、寝たきり老人、身体障害者、傷病者等（以下「患者等」という。）をベッド等を備えた専用車（以下「患者等搬送用自動車」という。）及び車椅子のみを固定できる専用車（以下「患者等搬送用自動車(車椅子専用)」という。）を用い、医療機関への入退院、通院及び転院並びに社会福祉施設等に搬送する事業（以下「患者等搬送事業」という。）に係る一定の基準を定めて、これに適合している患者等搬送事業を認定するために必要な事項を定めるものとする。

(患者等搬送事業指導基準)

第2条 船橋市における患者等搬送事業の指導基準は、利用者の安全確保を図るため別に定める。

(認定)

第3条 船橋市内に事業所を有する患者等搬送事業者（以下「事業者」という。）で患者等搬送事業の認定（更新）及び患者等搬送事業（車椅子専用）の認定（更新）を受けようとする者は、次に掲げる書類を消防局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

- (1) 患者等搬送事業認定（更新）申請書（第1号様式の1）又は患者等搬送事業認定（更新）申請書（車椅子専用）（第1号様式の2）
- (2) 乗務員名簿（第2号様式）
- (3) 患者等搬送用自動車届（第3号様式の1）又は患者等搬送用自動車届（車椅子専用）（第3号様式の2）

2 局長は、前項の申請があったときは、船橋市患者等搬送事業指導基準に基づいて審査を行い、その結果を認定（調査）基準表（別表第1）に記録し、適合していると認めたときは、当該申請をした事業者には患者等搬送事業認定（更新）通知書（第4号様式）、患者等搬送事業者認定マーク（別図1の1）、患者等搬送事業者認定マーク（車椅子専用）（別図1の2）及び患者等搬送用自動車認定マーク（別図2の1）、患者等搬送用自動車認定マーク（車椅子専用）（別図2の2）（以下、これらを「認定マーク」という。）を交付するものとする。

3 局長は、前項の審査の結果、適合していないと認めたときは、当該申請

をした事業者には患者等搬送事業否認定通知書（第5号様式）にその理由を記入し、通知するものとする。

4 患者等搬送用自動車及び患者等搬送用自動車（車椅子専用）の増車により患者等搬送用自動車認定マークの交付を求める認定業者は、次に掲げる書類を局長に提出するものとする。

(1) 患者等搬送用自動車認定マーク交付申請書（第6号様式の1）又は患者等搬送用自動車認定マーク交付申請書（車椅子専用）（第6号様式の2）

(2) 乗務員名簿

(3) 患者等搬送用自動車届又は患者等搬送用自動車届（車椅子専用）

5 局長は、前項の申請があったときは、船橋市患者等搬送事業指導基準に基づいて患者等搬送用自動車及び患者等搬送用自動車（車椅子専用）に関する審査を行い、その結果を、認定（調査）基準表に記録し、適合していると認めた場合は、当該申請をした事業者には患者等搬送用自動車認定マーク交付通知書（第7号様式の1）及び患者等搬送用自動車認定マーク、患者等搬送用自動車認定マーク交付通知書（車椅子専用）（第7号様式の2）及び患者等搬送用自動車認定マーク（車椅子専用）を交付するものとする。

6 認定マーク又は適任証を受領した事業者は、認定マーク等受領書（第7号様式の3）を局長に提出するものとする。

（認定の有効期間）

第4条 認定の有効期間は、認定マークを交付された翌日から起算して5年とする。

（認定の更新）

第5条 認定の有効期間の満了後も引き続き認定を受けようとするときは、患者等搬送事業認定（更新）申請書により1ヶ月前から局長に更新を申請するものとする。

（認定の失効）

第6条 認定は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失うものとする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に定めるところにより、国土交通大臣の許可が取り消され、又は失効したとき。
- (2) 患者等搬送事業を廃止したとき。
- (3) 認定の有効期間が満了したとき。

（認定の取消し）

第7条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2項の規定により、患者等搬送事業認定（更新）通知書の交付を受けた者（以下「認定業者」という。）が船橋市患者等搬送事業指導基準を遵守しないとき。
- (2) 認定業者が患者等搬送事業の遂行に当って、重大な事故を発生させたとき。
- (3) その他、認定を継続することが不相当であると認めるとき。

2 局長は、前項の規定により認定を取り消したときは、患者等搬送事業認定取消通知書（第8号様式）にその理由を記入し、当該取り消しを受けた事業者に通知するものとする。

（認定マークの返還）

第8条 第6条の規定により認定が失効し、又は前条第1項の規定により認定を取り消された事業者は、認定マークを速やかに局長に返還しなければならない。

2 患者等搬送用自動車及び患者等搬送用自動車（車椅子専用）を患者等の搬送の用に供しなくなった認定業者は、当該患者等搬送用自動車及び患者等搬送用自動車（車椅子専用）の認定マークを速やかに局長に返還しなければならない。

（認定業者の調査）

第9条 救急を主管する課長は、年1回以上認定業者に対し、船橋市患者等搬送事業指導基準の履行状況について認定（調査）基準表により調査し、その結果を局長に報告するものとする。

（患者等搬送乗務員適任証の交付）

第10条 患者等搬送乗務員適任証（第9号様式の1）又は患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）（第9号様式の2）（以下「適任証」という。）の交付を受けようとする者は、患者等搬送乗務員適任証交付申請書（車椅子含む）

(第 10 号様式) を局長に提出するものとする。

2 局長は前項の申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、患者等搬送乗務員適任証交付通知書(車椅子含む)(第 11 号様式)及び適任証を交付するものとする。

(1) 消防機関等が行う乗務員に適任証を交付する講習を修了した者。

(2) 救急救命士の資格を有する者及び消防法施行規則(昭和 36 年自治省令 6 号)第 51 条に定める救急業務に関する講習課程を修了した者。

(3) 日本赤十字社の行う応急処置に関する講習を受け資格の有効期間内の者。

ただし、消防機関等が行う適任者講習に不足する課目については、消防機関等が行う講習を受講すること。

(4) 第 2 号又は前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると局長が認めた者。

(適任証の有効期間)

第 11 条 適任証の有効期間は、交付の日から起算して 2 年間とする。ただし、有効期間内に別表第 3 に規定する定期講習を受講した者については更に 2 年間有効とし、その後も同様とする。

(講習等)

第 12 条 局長は、患者等搬送事業に必要な知識及び技術を乗務員に習得させるため、別表第 2 及び別表第 3 に規定する講習を行うものとする。

2 事業者は、乗務員に前項に定める講習を受講させようとするときは、講習受講申請書(第 12 号様式)により局長に申請するものとする。

3 局長は、前項の申請書を受理したときは、受講票(第 13 号様式)を交付するものとする。

4 局長は、別表第 2 及び別表第 3 に規定する講習を実施する場合は、船橋市内の事業所に実施日等を広報のうえ、受講者を募集し、実施するものとする。

(再交付の申請)

第 13 条 認定業者又は局長から適任証の交付を受けた者は、認定マーク又適任証を忘失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、認定マーク(適任証)再交付申請書(第 14 号様式)により局長に申請し当該認定マーク又は適任証の再交付を受けることができるものとする。

(認定業者の責務)

第 14 条 認定業者は、船橋市患者等搬送事業指導基準を誠実に履行しなければならない。

(届出等)

第 15 条 認定業者は、第 6 条各号に該当したときは、速やかに認定失効届出書（第 15 号様式）により局長に届け出るものとする。

2 認定業者は、患者等搬送事業の全部又は一部を休止したときは、速やかに患者等搬送事業休止届出書（第 16 号様式）により局長に届け出るものとする。

3 認定業者は、患者等搬送事業の遂行に当って、重大な事故を発生させたときは、患者等搬送事業事故発生報告書（第 17 号様式）により直ちに局長に報告するものとする。

附 則

この基準は、平成 19 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 2 月 20 日から施行する。